

十管区水路通報

第 11 号

(令和7年3月14日~令和7年3月20日 掲載分)

- 第 117項 九州西岸 - 甌島列島、手打漁港 灯台高さ等変更
- 第 118項 九州南岸 - 佐多岬西方 射撃訓練中止

★7年117項 九州西岸 - 甌島列島、手打漁港 灯台高さ等変更

(十管区水路通報7年8号91項削除)

「手打港防波堤灯台」(灯台表第1巻、6590)(31-38.0N 129-43.0E) は、高さ及び灯高が変更された。

高さ (変更前) 11メートル

(変更後) 10メートル

灯高 (変更前) 17メートル

(変更後) 16メートル

海 図 W1260(手打漁港)-W207-W213-JP213

出 所 串木野海上保安部

★7年118項 九州南岸 - 佐多岬西方 射撃訓練中止

(十管区水路通報7年8号87項削除)

令和7年3月18日、19日(予備日20日) 予定の射撃訓練は中止された。

海 図 W221-JP221-W1222-JP1222-W180-W182A

出 所 十本部警備救難部
